

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	漁業法第58条で読替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件
潜水器漁業	あわび、さざえ、なまこ、とさかのり潜水器漁業（若松第一地区）	共同漁業権五共第17号の区域のうち、次の1、イ、ロ、ハ、（ヲ）、（ヌ）、（ル）、（リ）、（13）の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時における海岸線によって囲まれた区域。 基点　1．新上五島町若松郷と同町間伏郷との最高高潮時海岸線における境界 2．五島市奈留町泊ケクタ瀬頂上 3．新上五島町間伏郷赤瀬頂上 （12）．同町有福郷馬込北崎突端 （13）．同町榑ノ浦郷大崎鼻突端 （14）．同町漁生浦郷権現崎突端 （15）．同町有福郷馬込南崎南東端 （16）．同町漁生浦郷エアジロ（ヒギレ付根）西端 （17）．五島市奈留町泊倉助鼻突端 点　イ．1から200度2,000mのところ ロ．2から90度500mのところ ハ．3から270度1,000mのところ （リ）．（14）から0度275mのところ （ヌ）．（15）と（16）を結んだ直線の中央点 （ル）．（12）から73度30分150mのところ （ヲ）．（ヌ）と（17）を結んだ直線と五共第17号及び五共第18号の境界線との交点	あわび、さざえ 6月1日から 10月31日まで、 12月21日から 5月31日まで なまこ 12月21日から 3月31日まで とさかのり 6月1日から 7月31日まで、 4月1日から 5月31日まで	定めなし	定めなし	1	長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する漁業者であること。	対象としない	対象としない	令和7年5月19日から 令和7年6月19日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書 ⑥漁業権者等の同意書 ⑦潜水士免許証の写し	1.午前7時30分以降に出港し午後5時までに入港しなければならない。 2.マスク式、ヘルメット式、ナルギール式以外の潜水器具を使用してはならない。